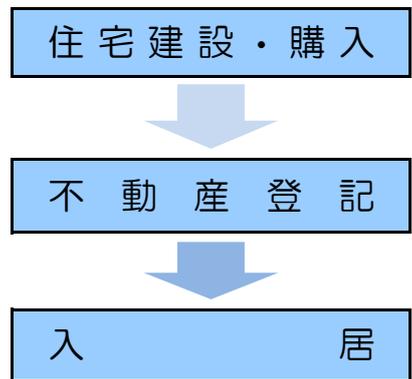


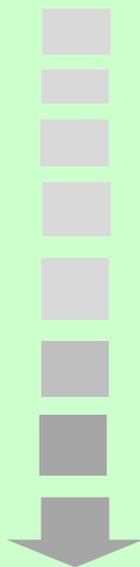
- 子育て支援補助金 ・ 移住促進補助金
 ・ 子育て世帯住み替えサポート補助金 ・ 市内企業就労者定住促進補助金

《 申請の流れ 》



申請

(申請者)



交付決定
(補助金額の確定)

(砂川市)

請求書提出

(申請者)

補助金交付

(砂川市)

《 提出書類等 》

- 工事請負契約→工事完了→引渡し→登記完了→入居
→住民票異動、または売買契約→登記完了→入居
※住民票異動まで、申請手続きの必要はありません
- 申請期限は、不動産登記の登記月日から1年以内です。
- まちなか住まい等補助金と同時申請ができます。
(住宅建設または購入費に関する補助金)

【 提出書類 】

- 補助金交付申請書 (別記第3号様式)
- 世帯全員の住民票
- 不動産登記事項証明書 (全部事項証明書)
※ 登記完了証は不可
- 工事請負契約書、または売買契約書とその写し

～ 次の補助金交付申請を併せてする場合 ～

[市内企業就労者定住促進補助金]

- 雇用証明書 (別記第7号様式)
※ 勤務する事業所等に記載・押印の依頼が必要です

- 審査終了後、申請者に補助金交付決定通知書と市に提出する請求書の様式を郵送します。

- 請求書 (別記第6号様式)
※ 窓口に持参、または郵送してください

- 請求書を受領後、約1ヶ月程度で申請者が指定する本人の金融機関口座に振込みます。
※ 振込通知はしておりません